一般社団法人製造業社会インフラ AI 協会会員規約

第１節　総　則

第１条　目的

この会員規約（以下「本規約」という）は、一般社団法人製造業社会インフラ AI 協会（以下「本法人」という）の会員の区分、入会、活動その他必要な事項を定めます。本規約と定款が相反する場合は、定款の定めに従います。入会手続、年会費については、別に定める入会規定によります。

第２条　適用

本規約は、本法人のすべての会員に適用します。入会を希望する者は、本規約及び入会規定に同意したうえで、入会を申し込むものとします。

第２節　会員について

第３条　会員の区分・役割

会員は、以下の３種とします。本規約にいう「会員」とは、この３種を総称します。会員資格の取得のみでは、定款第５条に定める社員資格を取得しません。社員資格は定款第６条に定める手続によって取得し、社員は定款第１７条に定める議決権を有します。

1. 一般会員とは、本法人の目的に賛同し、本法人に入会を認められ、本法人の活動を推進する事業会社をいいます。
2. 特別会員とは、本法人の目的に賛同し、本法人に入会を認められ、本法人の活動に関わるあるいは協力するために入会した事業会社以外の企業及び団体をいいます。
3. 賛助会員とは、本法人の目的に賛同し、本法人に入会を認められ、本法人の活動に協力する大学法人、官公庁、団体等をいいます。

第４条　入会

入会については、別に定める入会規定によります。

第５条　年会費の納入について

年会費の対象期間は、入会時期に応じ、次の各号に定める期間とします。

１．本法人の事業年度の上期（10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）に入会した場合
10 月 1 日から翌年 9 月 30 日まで

２．本法人の事業年度の下期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで）に入会した場合
4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

入会時期が前各号に定める対象期間の途中である場合においても、年会費の日割り又は月割りによる減額は行わず、入会規定に定める年会費の全額を支払うものとします。

次年度以降の年会費については、上期に入会した会員は原則として８月末までに請求し、9

月末を支払期日とし、下期に入会した会員は原則として 2 月末までに請求し、3 月末を支払期日とします。
会員は、本法人が指定する支払期日までに年会費を納入するものとします。なお、支払い済みの年会費については、その理由の如何を問わず、返還しないものとします。
年会費の金額その他必要な事項については、入会規定の定めによるものとします。

第６条　退会
１．会員は、退会を希望する日の 1 か月前までに、本法人の事務局に対し、書面又は電磁的方法（電子メール等）により退会の意思を通知することで、退会することができます。
２．退会した場合であっても、既に納入された年会費は返還しないものとし、退会時点で未払いの年会費がある場合、その支払義務は消滅しないものとします。

第７条　会員資格の喪失
会員は、次のいずれかに該当するとき、会員資格を喪失します。
１．会員が退会したとき
２．一般会員、特別会員又は賛助会員である法人・団体が解散したとき。ただし、合併等による会員資格の承継には入会規定第７条を適用します。
３．第８条により会員資格が取り消されたとき

第８条　会員活動の停止及び会員資格の取消し
本法人は、会員が次の各号のいずれかに該当するとき、理由を通知し弁明の機会を設けたうえで、代表理事の決定により、会員としての活動を一時的に停止し、又は会員資格を取り消すことができます。緊急に活動を停止する必要があるときは、弁明の機会を設ける前に、代表理事が期間を定めて活動を一時的に停止させることができます。
１．会費を１年以上滞納した場合
２．国内・国外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
３．本法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害したとき
４．本法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
５．入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
６．本法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
７．本規約、入会規定又は定款に違反したとき
８．その他、前各号に準ずる事由により会員として不適当と認められるとき

第９条　会員資格の有効期間
会員資格は、本法人が入会を承認した日から、第７条により資格を喪失する日まで有効とします。会員活動の一時停止中は、会員としての活動を行うことができません。

第３節　会員の活動について

第１０条　活動の事前承認

会員が本法人の名称を用いて活動する場合は、事前に代表理事の承認を得るものとします。承認を受けていない活動は、本法人の活動として取り扱いません。

第１１条　会員活動と本法人の関係

1. 代表理事は、本法人の名称を用いる活動について、変更又は中止を求めることができます。会員は、その求めに従うものとします。
2. 本法人は、第三者より受託した事業･業務を会員に委託することがあります。その場合の諸条件等は別途契約する業務委託契約書に定めるとおりとします。

第１２条　会員の倫理規定

会員は、法令及び社会通念を守り、誠実に活動するものとします。会員の行為が第８条各号に該当する場合は同条に従い、会員が本法人に損害を与えた場合は第１４条に従います。

第１３条　守秘義務について

会員は、本法人の活動に参加する中で知り得た本法人又は第三者から秘密として開示された情報に関しては、第三者に開示・漏洩してはなりません。

第４節　その他

第１４条　損害賠償について

会員が本規約に違反する行為により本法人に損害を与えた場合、当該会員はその損害を賠償するものとします。会員資格を喪失した後も、本条を適用します。

第１５条　規約の改定

本規約に定めのない事項は、定款及び入会規定の定めに従います。本規約の改定は代表理事が決定し、改定内容及び施行日を会員に通知します。ただし、法令又は定款により社員総会の決議を要する事項については、その決議を経るものとします。

第１６条　施行

本規約は、2026 年 11 月 16 日から施行します。

(参照)

本規約には、次の付属規定があります。

１．入会規定